

令和 2 年 9 月 23 日

区民部国保年金課

議案第 8 6 号 練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

区では、新型コロナウイルス感染症対策として、国からの通知を踏まえ、国の財政支援に沿った内容で傷病手当金の支給を行っている。

今般、国から、令和 2 年 9 月 30 日までとされていた財政支援の対象となる期間について、同年 12 月 31 日まで延長する旨の通知があったため、所要の改正を行う。

2 改正の内容

傷病手当金の支給の適用期間について、「令和 2 年 1 月 1 日から同年 9 月 30 日まで」を「令和 2 年 1 月 1 日から練馬区規則で定める日まで」に改める。（付則第 2 項関係）

3 施行期日

公布の日

4 新旧対照表

裏面のとおり

練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>本 則 [略]</p> <p>付 則</p> <p>1 [略] (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の練馬区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）付則第8条から第10条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日までの間に属する場合に適用することとする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>本 則 [略]</p> <p>付 則</p> <p>1 [略] (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正後の練馬区国民健康保険条例（以下「新条例」という。）付則第8条から第10条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から練馬区規則で定める日までの間に属する場合に適用することとする。</p> <p>3 [略]</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の練馬区国民健康保険条例の一部を改正する条例付則第2項の規定は、令和2年10月1日から適用する。</u></p>